

【様式 2-22(8)】（免則_別表第二号第 1 関連）

放送番組の編集に関する基本計画

別紙 8 放送番組の編集に関する基本計画

放送番組編集基本計画

2006 年 10 月 1 日制定
株式会社 FM させば

株式会社 FM させばは、コミュニティ放送局として社会的、文化的使命を果たす。

放送番組の編集に関しては、公共の福祉増進の立場から常に品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公正を貫き、自らの権威を高めるとともに、地域社会の産業、経済、文化など各分野の発展向上に貢献するよう配慮する。番組を企画、制作、編成するにあたっては、次の基本計画によるものとする。

1. 番組の編成に当たっては、情報、報道、教養、教育、娯楽などすべての番組をそれぞれの性格に応じて地域社会の聴取対象および生活時間を考慮し、各番組相互間の調和と適性を保つよう努める。
2. 情報番組は、地域社会住民の日常生活にプラスとなる様々な生活関連情報を、正確にかつタイムリーに提供し、地域社会でのヒトと自治体、ヒトと企業、ヒトと店、ヒトと団体、ヒトとヒトのコミュニケーションの成立を目指す。
また、佐世保市及びその他周辺観光地を訪れる観光客に対してもタイムリーな情報提供を行い、観光客へのホスピタリティを推進する。
3. 報道番組は、真実を公平かつ迅速に伝達し、地域社会住民の社会的関心を満足させるように努める。番組は、一般に分かりやすい表現を用い、事実と事実以外の推定は明確に区別し、聴取者に誤解を与える事のないよう努める。
4. 教養番組は、学芸など一般精神文化に対する理解を深め、人間の諸能力を調和的に発達させ円満な人格を培養するのに役立たせようとする積極的な意図のもとに編成する。
5. 教育番組は、健全な国民としての知識、技能などの資質を培うのに直接役立たせようとする積極的な意図のもとに編成する。
6. 娯楽番組は、地域社会の文化の創造を目指し、内容の低俗化を排し、常に社会の秩序、道徳、良俗に反することのないよう表現方法等について十分配慮する。
7. 広告放送は、地域住民の経済生活と産業経済の発展に資するものであって、番組の内容とよく調和し、その量は広告放送基準に示された通り行うものとする。

令和 7 年	(株)FM させば	CFM	別紙 (8)
--------	-----------	-----	--------